

令和6年11月15日

ご家族各位

特別養護老人ホーム美原荘  
荘長 三谷 伸次郎

## マイナンバーカードの健康保険利用の取り扱いについて

日頃より当施設の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、マイナンバーカードの健康保険証利用（以下、マイナ保険証）について、既に医療機関にて利用が開始されており、現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなる旨加入する保険者等からお知らせがあったことと存じます。

つきましては、マイナ保険証に関する当施設の取り扱いについて、下記のとおりご案内させていただきます。

### 記

#### 当施設の方針

1. マイナンバーカードおよびマイナ保険証の預かりについて  
当施設では、マイナンバーカードおよびマイナ保険証のお預かりはいたしません。
2. 資格確認書の預かりについて  
当施設では、従来の健康保険証（高齢受給者証、後期高齢者受給者証含む）と同様に、資格確認書はお預かりいたします。  
※『資格確認書』…マイナンバーカードを取得していない方や、まだマイナ保険証登録をしていない方に無償交付されるもので、この『資格確認書』を医療機関等に提示することで、これまで通り保険診療を受けることができます。

#### マイナ保険証の使用を希望される方

上記（施設の方針）1. のとおり、当施設ではマイナ保険証のお預かりはいたしませんので、医療機関の受診（美原荘診療所の受診を含む）やお薬の処方を受ける際は、都度、マイナ保険証をご持参いただき、受診等の手続きを行っていただく必要があります。

#### マイナ保険証の使用を希望しない方

1. マイナ保険証登録をしていない方（マイナンバーカードの作成をされていない方含む）
  - ・ 現行の健康保険証については、有効期限までは使用することができます。  
（後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となります）
  - ・ 現行の健康保険証の有効期限が切れるまでに『資格確認書』が自動（手続き不要）で無償交付されます。郵送により交付されますので、届き次第、当施設に郵送等でお預けください。
2. マイナ保険証登録をされた方  
解除申請書を提出することで、マイナ保険証登録を解除することができます。
  - ・ 所管の区役所保険年金課等で申出が可能ですので、所管の区役所等にお問合せください。
  - ・ 利用登録解除後は、有効な被保険者証がある場合は、証に記載の有効期限まで被保険者証を利用することができ、有効期限が切れる前に『資格確認書』が届きます。

以上